

平成21年5月29日 開会
平成21年5月29日 閉会
(臨時第5回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第115号

平成21年第5回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成21年5月26日

大山町長 森田増範

1 日 時 平成21年5月29日 午前10時00分

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	池 田 満 正
近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	岩 井 美保子
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
椎 木 学	野 口 俊 明
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 5 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 1 年 5 月 2 9 日（金曜日）

議 事 日 程

平成 2 1 年 5 月 2 9 日 午前 1 0 時 0 0 分開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 81 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

日程第 4 議案第 82 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 83 号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 84 号 物品購入契約の締結について（遠距離通学用スクールバス）

日程第 7 発議案第 3 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 81 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

日程第 4 議案第 82 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 83 号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 84 号 物品購入契約の締結について（遠距離通学用スクールバス）

日程第 7 発議案第 3 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（18名）

1番	竹口大紀	2番	米本隆記
3番	大森正治	4番	杉谷洋一
5番	野口昌作	6番	池田満正
7番	近藤大介	8番	西尾寿博
9番	吉原美智恵	10番	岩井美保子
11番	諸遊壊司	12番	足立敏雄
14番	岡田聰	15番	椎木学
16番	野口俊明	17番	鹿島功
18番	西山富三郎	19番	荒松廣志

欠席議員（1名）

13番 小原力三

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊雅照 書記 …………… 柏尾正樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森田増範 教育長 …………… 山根浩
総務課長 …………… 田中豊 教育次長 …………… 狩野実
住民生活課長 …………… 小西広子 税務課長 …………… 中田豊三
福祉保健課長 …………… 戸野隆弘

午前10時00分 開会

○**議会事務局長（諸遊雅照君）** みなさんおはようございます。互礼を行いますので、一同起立をお願いします。じゃあ、互礼を行います。着席をお願いします。

開会・開議・議事日程

○**議長（荒松廣志君）** おはようございます。それでは、本日の臨時会を開きます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、平成21年第5回大山町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○**議長（荒松廣志君）** 日程第1、会議録署名議員の指名について、指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番 大森正治君、4番 杉谷洋一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（荒松廣志君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 議案第81号

○議長（荒松廣志君） 日程第3、議案第81号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。みなさんおはようございます。ただいま上程いただきました議案第81号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、提案理由のご説明をいたします。

昨年のリーマンショックを始まりとする急激な景気悪化により、民間企業における夏季一時金の大幅な減少が見込まれることから、人事院は6月に支給される期末・勤勉手当の引き下げを行うよう勧告をいたしました。国においてはその勧告に基づき、国家公務員の6月に支給する期末・勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講じております。

本町におきましては、これまで人事院勧告を尊重した対応を行っており、今回においても国と同様の措置を取るため、条例改正を行うものでございます。

第1条では、特別職の期末手当基礎額に乗ずる支給割合を「100分の160」から「100分の145」に減じる改正について、第2条では一般の職員の期末手当及び勤勉手当基礎額に乗ずる支給割合について、期末手当に関する支給割合を通常職員の「100分の140」を「100分の125」と、再任用職員の場合は「100分の75」を「100分の70」と、勤勉手当に関する支給割合を通常職員の場合は「100分の75」を「100分の70」と、そして再任用職員の場合は「100分の35」を「100分の30」とするものでございます。

なお、平成21年度の期末手当及び勤勉手当については今後勧告される人事院勧告の内容及び国の状況等を踏まえ、必要な措置を講じる予定でございます。

また、第3条におきましては、平成18年度から平成20年度の間、特別職及び一般職の給与の減額を定めていた条例の実施期間が終了したため、その条例を廃止するもの

でございます。

条例の施行日は5月31日としております。以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒松廣志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（荒松廣志君） 8番、西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） この条例の改正はですね、国の人事院勧告に基づいたというふうになっております。鳥取県もですね、県職の報酬あるいはこの下記の減額を進められたとなっておりますが、実はやらないというふうに決定いたしました。これは隣の島根県も県としては、そういう方針だというふうに以前聞いております。

その理由はですね、今この不景気の中で、じゃあ減額だけがいいのかと、町の推進派とか、どんどんお金を使ってくれとか、あるいはもう既に減額しておるといような理由でしなかったというように記憶しておりますが、この職員との話の中でそのようなことが当然出たというふうにわたしは思っておりますが、中身的にね、例えば県と国のこの整合性っていうか、県は実は蹴ったんですよと。じゃあ町はそれを粛々とのんでですね、やるというようなことはどのような話し合いの中で決められたのかなというふうに思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 森田増範君。

○町長（森田増範君） 先般、組合の方との協議もいたしております。そして過去の経過の中で、いろいろな意見交換する中で、この方向性について同意をいただいたところでもございます。詳細について担当課長の方から答弁をさせていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 西尾議員さんのご質問にお答えしたいと思います。今回の異例の勧告につきましては、これまで人事院勧告制度の中で初めてのことであります。そういう人事院がここまでの判断をして出した勧告でありまして、わたしどもとしても、本来の8月の年間の勧告を待ってやった場合にですね、組合の方としては、この勧告は受け入れずに本来の勧告でということはございましたけれども、そうした場合に民間の全体の状況を判断して年間のものが出たときに、12月にどーんと減額されるというように想定をされておる中でございまして、わたしの思いとして今回の異例の勧告は受けるべきだということで話を進めたところでございます。ちなみに鳥取県と島根県におきましては、国の勧告を実施した場合よりまだ低い支給率ということでの判断の中で、決定されたことであると思っております。全国的には、今回の勧告を受け入れた都道府県

ならびに市町村が圧倒的に多数であるという状況でございます。そういったことでの理解を組合に求めたところであります。以上であります。

○議員（8番 西尾寿博君） 了解。

○議長（荒松廣志君） 他に。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（荒松廣志君） 7番、近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 提案理由の説明にもありましたように、非常に大変厳しい経済危機の中での今回の条例提案でございます。今朝テレビを見ておりましたら、国の完全失業率は5%を越えたという報道でありました。また、不正規労働者の解雇、昨年の秋から数えて20万を越えた。民間企業ではこの夏、ボーナスも大幅な減額、あるいは出せないそういうところが増えているという中での今回の異例の人事院の勧告だったというふうに理解いたします。そういった中で要は、大山町の職員の給与が、この経済状況の中、どの程度であるべきなのかということなんだろうと思います。ボーナスが合わせて0.2カ月、要は0.2カ月削減されるということなわけで、平均給与、大山町の職員の平均給与で見ますと、あ、給与じゃないですね、給料ですね、正確に言うとな、30万でございます。0.2カ月ということは平均してこの夏のボーナスが6万円下がるということの条例なわけですが、少し話は違いますが、今年3月まで大山町の職員の皆さんは、一般職員で3%の給料カットがされていまして、で、平均給料が30万で計算すると、だいたい40歳くらいで、年収が概ね500万だと思います。そうすると3%というのは15万、年間15万の給料がこれまで3月末まではカットされていまして。それは平成21年の3月末までだよという3年前の約束でそこまでカットされとったわけですが、実質的にそうすると、今年4月以降大山町の職員の皆さんが平均して15万円、年間の給与が上がったということになっております。大変この厳しい状況の中、実質的に給与が上がっているわけですね。3月定例の中で前町長にわたしはどうされますかというふうにお尋ねしましたら、選挙があるので選挙が終わった後、早急に職員と協議して、引き下げも含めて何らかの対応をとりたいというふうの前町長は言っておられました。今回の0.2カ月の削減は、平均ベースで6万です。15万増えたところで6万下がるというわけなんですけども、森田町長はどういうふうにお考えになっておられますでしょうか。この役場の職員の給与、3月末までは、一般職員が3%の給与カット、それから町長は10%カットでした。今後の方向性についてどのようにお考えになっておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） その案件につきましては今日のこの議案の中の案件と、少し違うのかなという感じは持っております。ただその中で、ご案内のように3月末で、まあ報酬、給与カットが終わったということの話も組合の方としながら、今日のこの提案に

についての合意もあったというところがございます。そのことについては協議の中で触れながら話を進めたというところがございます。今後のことにつきましては、これからしっかりと熟慮し、方向性を出してまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（荒松廣志君） 7番、近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） えー、熟慮して、まあ職員の給料のあり方については方向を出されるということではありますが、まあとにかくこの条例、筋が違うというか、というような言い方でしたけれど、職員の給与のあり方はどうあるべきか、そのベースはわたしは同じだと思うんですよね。職員の皆さんから、あるいは職員組合からしてみれば、平均15万上がっておるんだから、そこから6万下がる部分は、この経済情勢の中充分のめるわけですし、話し合いもスムーズにいったんじゃないかなというふうにも思うわけですが、わたしが思うには、やはり地域の住民と本当に密接に関わる職場、そこで仕事をされるのが、地方自治団体の職員さんだろうと思います。民間企業がこれだけ疲弊して給与が下がっていく中、やはり役場の職員さんにも気持ちの面で、やはりそこで連帯意識をもってもらいたい。そのためには、何がしかの、やはり自分ら、職員さんにも痛みを感じていただきたいなとわたしは思うわけですが、その中で熟慮したい、熟慮してつということとは、いつやるとか、いつぐらいをめどにとか、というところが見えないわけですが、森田町長のお考えとして、地方公共団体の職員の給与のあり方をどういうふうにご考慮されるのか、もし削減する方向でのご考慮があるのであれば、いつぐらいをめどに職員組合なりと交渉されるお考えなのか、もう少し具体的なご回答をいただけないでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。話し合いの、組合との話し合いの中で近藤議員さんおっしゃる旨の思いも伝えさせてもらった経過もでございます。まあ、組合という相手があるところがございますので、話し合いの中で物事を進めていきたいと思っておりますし、わたしのことにつきましても考えを持ちながら、方向性を出させてもらいたいという具合に思っております。相手があるところでもございますので、いつということとはなかなか申し上げられませんが、われわれ特別職については、われわれの問題でございますので、ある時期をもってそこは示させていただきたいと思っております。ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（荒松廣志君） 7番、近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 具体的なところがなかなか出てこないの、少し残念なんですけれども、たとえば、町長自身の報酬も10%、今年の3月に比べれば引き上げ

になっているわけですがけれども、まあまあそれはさておきですね、聞きましたところ、町長は以前に役場の職員の給与については、鳥取西部JA並みの水準でいいというふうにおっしゃってたということをお聞きしたことがあるんですけども、それはそういうふうには森田町長がおっしゃってた、選挙前におっしゃってたというふうには聞いたんですが、そういった事実はあるのか、あるいは地方自治体の給与水準についてほしいというふうな水準でいいというふうなふうにお考えになっておられるのか、その点についてももう少しご説明いただけますでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。先ほどの件について私のことをございますので、答えさせていただきます。私の方からそのことについて全く触れたことはございませんし、それは私にとって風評であると確信しております。

○議長（荒松廣志君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（荒松廣志君） 3番、大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 1点目ですけども、1点目の質問は確認になると思えますけども、先ほど西尾議員の方からありました…

○議長（荒松廣志君） あの、大森君、1点2点じゃなしにまとめて質疑してください。

○議員（3番 大森正治君） はい。先ほどありました町の職員組合との合意がはつきりあったのかどうなのか、もうちょっと詳しくその辺の状況を教えていただきたいと思えますし、それからもう1点は、2点目の質問としましては、先ほどもありましたように、県の人事委員会は今回これを見送っているわけですね。調査が充分できないというようなことからありますけどもその点におきましても、わたしもこの町内においてもその辺のことを考えられなかったのか。それから確かにこの引き下げということ大変な問題になるんですけども、まあ今までも一連の給与はずっと引き下げられたり、それから給与カットされたりということがあったわけです。それはこの3月で終了したってということですけど、またこの度の引き下げによって、あれですね、民間と公務との何か賃下げですね、賃下げ競争がずーとこうあるような気がしてならないんですが。結局それは、賃金が下がることによって内需が冷え込んでくる、わたしたちの財布が緩むんじゃなくて固くなって、結局購買が減る。とすれば、地域経済の景気にも反映すると、疲弊にもつながるといふことにもなるわけですけども、その点も考慮されたのかどうか。それともう一つ、職員の皆さんの労働意欲にも関わってくるんじゃないかと、まあもちろん給与に関わらず、しっかりと町民のために仕事をしていただきたいし、またそうあらねばならないのは当たり前ですけども、それでもやっぱりこの賃金というのは、そういう労働意欲にも関わってくる重大な問題ですが、その辺りも充分考慮されての引き

下げなのかどうなのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。4点ほどご質問があったかなと思いますけれど、終わりの2つの件、景気への配慮の問題であったり、労働意欲の問題であったりということについてわたしの方答えさせていただいて、あとの2つにつきましては、担当課長の方から答えをさせていただきたいと思います。

労働意欲、あるいは景気へのことについて同じレベルの視点だろうなと思っておりますので、合わせて答えさせていただきますけれども、非常に厳しいこういう状況の中でございますので、おっしゃることはよく分かると思いますけれど、まあ現在のこういう厳しい状況の中で、公務員の方のほうから人事院勧告というのも出てきております。そのこともいろいろと組合の方とも話をしながら、お互いにこのことについて同意を得たということでございますので、その点についてはひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） 県が勧告をしなかったということでございますけれども、参考までに今回人事院勧告にしたがいまして0.2月削減した場合、年間にしますと、えー、6月期にしますと1.95月ということになります。鳥取県の場合は、独自の条件がございます。今回0.2月の勧告をする以前に既に6月期が1.915ということでございます。そういった状況で県としては出されなかったということもあろうかと思えます。人事院勧告制度につきましては、公務員に労働交渉権といえますか、そういったものがなくて、その代償として人事院勧告制度があるということでございます。基本的に民間の実態を把握してから、公務員は後追いでそれにしたがっていくということで競争、賃下げの競争ということにはあてはまらないんじゃないかなと思っております。それと本来の8月に出されます人事院勧告、これが民間の状況を把握したものとなるということで、今回の勧告は暫定的なものであるということでございます。組合としても異論はございましたけれども、状況を、まあ西部町村の状況と話し合いながら納得をしていただいたという状況がございます。ちょっといい忘れがあるかもしれませんが、その部分はまたお答えしたいと思います。

○議長（荒松廣志君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第8

1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数であります。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第82号

○議長議長（荒松廣志君） 日程第4、議案第82号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。ただいま上程いただきました議案第82号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、今後の医療費の動向や、医療制度改革などの状況を考慮し、被保険者の所得額及び固定資産税の確定に伴い保険税の税率、税額を改正するものであります。昨今の不安定で厳しい経済情勢等を考慮し、医療分、支援分につきましては、税率、税額を前年度並みとし、介護納付金分につきましては、歳出で納付金を約1億100万円とし、前年度実績に対し率にして、7.13%の減、額にして約780万円の減額を見込んでおります。

又、歳入で国庫支出金を約5,071万円と見込み、歳入歳出不足金約5,071万円を介護分として集めることとなりますが、徴収率を加味して、約5,073万円を課税額といたしました。税の積算基礎となります軽減後の一人当たりの税額を一般分で2万2,778円とし、これを基準に地方税法703条の4の規定に基づき、所得割を2.03%、資産割を12.98%、均等割を一人当たり9,200円、平等割を一世帯当たり5,200円といたしました。

税条例につきましては、改正前、改正後それぞれの当該改正部分に、下線を引いて表示をしております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、改正後の大山町国民健康保険税条例は、平成21年度分の国民健康保険税から適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によることとしております。以上で議案第82号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒松廣志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（荒松廣志君） 3番、大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） いただいた資料の中にあります。2ページですけれど、収支表の中で、19年度決算、20年度見込、あるわけですが、その収支差引計と

しまして、19年度決算で1億1,300万約、それから19年度見込で1億5,600万というふうになっておりますので、これは結局黒字になるわけですよ。ということはこれは結局基金として貯めこまれておりますけども、そうしますと20年度見込でいいんですけども、これまでの基金ですね、貯まっている基金はどれぐらいになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。まず2点ほどご質問があったかと思えます。1点がこの収支差引計の19年決算、20年決算、まあ見込みですけどもこの額は基金として貯めこまれるんじゃないかなということでございましたけれど、この額はその次の年度に繰越という形で、経理をしてまいりますので、基金の方に積立てるという状況はないということをごまかせさせていただきます。

それから基金の額ということでございますけれど、概ね3億8,000万ほどの基金の額がございます。

○議長（荒松廣志君） よろしいですか。

〔「はい、了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 他に。

〔「続きまして、3番」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 同じ、この問題についてですか。

〔「あ、もちろん、別な質問です。」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 別な質問。

〔「終わりだ、終わりだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 終わりです。これは、この質問についてなら追及はいいですけども別な質問はできません。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○議長（荒松廣志君） 日程第6、議案第84号 物品購入契約の締結について。失礼しました。日程第5、議案第83号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。ただいま上程いただきました議案第83号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

職員が出張した際の旅費の支給について、直線距離40キロ以内及び西部及び中部地区管内の出張については、4時間以内は日当なしと4時間を超えた場合は半日当としておりましたけれども、鳥取県及び西部地区の市町村においては、県内の出張における日当について、廃止している自治体が大半となっております。

そのような状況を踏まえ、本町におきましても鳥取県内及び直線距離で約100キロ程度の出張においては、日当を廃止することとするため、条例の改正を行うものでございます。範囲の表示については直線距離という表現では、わかりにくく混乱が生じていたため、地域で表示するようにいたしております。

併せて第4項では日当を支給する旅行の際に公用車を使用した場合は、日当を半額とすることとしております。

また、県内等の日当の廃止に伴い、第24条に定める日額旅費の条項について併せて廃止をするようにしております。条例の施行日は6月1日といたしております。以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒松廣志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、11番。

○議長（荒松廣志君） 11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 内容をとやかく言うわけではございません。改正前と改正後、わたしここね「旅行の場合に」ってありますが、これ、わし、改正前も旅行の場合、旅行の場合ってなんだか遊びに行くような感覚、わたしはとるんですよね。まあ改正分もですけど、「新庄村及び鏡野町の地域の旅行の場合における日当」、旅行の場合、研修とか出張とかの方がわたしは、どうですか、町長。と、思いますけれどご答弁を。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 誠におっしゃるところかなと思いますけれど、詳しいところ担当課長がよく知っておると思いますので、説明させていただきます。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） 諸遊議員のご質問にお答えしたいと思いますが、これはあくまでも、こういった法律、条例上の言葉使いでございまして、その点をご理解をいただきたいと思っておりますし、「旅行」という文字の意味でございましてけれども、やはりこれも昔からの表現でありますので、辞書をよくひもといていただければ理解いただけるん

じゃないかなと思います。以上です。

〔「はい、了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数であります。したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第84号

○議長（荒松廣志君） 日程第6、議案第84号 物品購入契約の締結について（遠距離通学用スクールバス）についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。ご上程いただきました議案第84号 物品購入契約の締結について（遠距離通学用スクールバス）の提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、物品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

遠距離通学用スクールバス購入につきまして、去る5月25日に町内の6業者を指名し、指名競争入札を実施した結果、税込みの金額で、108万5,000円、いや失礼しました税込み金額808万5,000円で、失礼いたしました、米子市東福原1丁目5番16号 鳥取西部農業協同組合 代表理事組合長 高見俊雄が落札し、過日物品購入仮契約を締結したところでございます。

なお、納入期限は8月21日といたしております。以上で議案第84号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（荒松廣志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（荒松廣志君） 9番、吉原美智恵君。

○9番（吉原美智恵君） 入札結果を見ますと、6社のうち4社が辞退しております。2社だけの入札になっておりますが、辞退の理由を教えてくださいませんか。

- 議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。
- 町長（森田増範君） 議長。詳細につきましては担当課の方から説明させていただきます。
- 議長（荒松廣志君） 教育長、山根 浩君。
- 教育長（山根 浩君） 詳細につきましては、次長の方からお答えさせていただきます。
- 議長（荒松廣志君） 次長、狩野 実。
- 教育次長（狩野 実君） お答えいたします。辞退が3社、1社は当日欠席ということで、失格ということの扱いをさせていただきました。辞退書によりますと、都合によりということで詳細については承知をしております。以上です。
- 議長（荒松廣志君） よろしいですか。
- 議員（9番 吉原美智恵君） 了解。
- 議員（10番 岩井美保子君） 10番。
- 議長（荒松廣志君） 10番、岩井美保子君。
- 議員（10番 岩井美保子君） このスクールバスについて詳しく説明をお願いしたいと思います。車種はどのような車種で何人乗りの自動車になりますでしょうか。
- 議長（荒松廣志君） 答弁。
- 教育長（山根 浩君） 議長。
- 議長（荒松廣志君） 教育長、山根 浩君。
- 教育長（山根 浩君） 次長に、変わって答弁させます。
- 議長（荒松廣志君） 次長、狩野次長。
- 教育次長（狩野 実君） お答えをいたします。入札につきましては、特に車種を指名してということではなくて、仕様書で条件を示してだったわけですが、結果としまして三菱ふそうのローザという29人乗りの4WDのマイクロバスということになります。以上です。
- 議員（2番 米本隆記君） 議長、2番。
- 議長（荒松廣志君） 2番、米本隆記君。
- 議員（2番 米本隆記君） 今答弁の中にですね、4WDというふうな答弁があったわけですが、実は4WDというのは、車的にどこで使われるのか。どういうところで。それでですね、わたしが思うに4WDというのは、雪道とかそういうところを想定されているものですが、この4WD車につきまして、バスということになりますと、中の空間が広く空いていますんで、暖房とかそういう面が効きにくい面があります。そういうことになりますと、この車については寒冷地ということで寒冷地仕様になっているのか、そういったところ答弁願います。
- 議長（荒松廣志君） 答弁。教育長、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 一連のことをごさいますので、次長に答えさせます。

○議長（荒松廣志君） 次長、狩野次長。

○教育次長（狩野 実君） 議長。わたしもちょっと車の詳細のところまで分からないところもありますけども、分かる範囲でお答えいたします。

まずどこで使うかということでしたが、4WDにしました経緯としましては、町内どこでも使えるということでありまして、特に大山地区で使用する場合には、冬場のことがありますので、どうしても4WDの方が有効であるということで、現在大山地区で運行してますバスにつきましては、4WDを使用して、その他の地域については、4WDはありません。そうしたことで町内どこでも使えるということで、ひとつは想定をして4WDにしたところです。

それから2月に予算はもう予算化をさしていただいておりますので、これは特に普通スクールバスの場合、補助金等へき地であるとか、辺地であるとかのいろいろな補助金等を利用して購入するケースが多いわけですが、このたびのものにつきましては、いろんな目的でいろんなところで使えると。へき地等の補助金で購入しますと、使う場所が限定をされるということがありますので、特にどこ専用のバスということで購入するわけではありませぬので、今の状況をもう少し、運送状況を良くするというところで1台購入ということで考えておりますので、そのようにしております。

なお、寒冷地仕様かということにつきましては、ちょっとわたしもそれについては把握しておりませぬが、4WDというような性質上でそうなのかなというところで、そこまでの答えしかできません。以上であります。

○議長（荒松廣志君） よろしいですか。

○議員（2番 米本隆記君） 議長、2番。

○議長（荒松廣志君） 2番、米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） できましたら、まあ町内どこでも使えるということでありませぬけども、4WDは大山地区が多いと、使用頻度が多いということでありませぬで、再度その辺のことも調べてですね、できましたら4WDでありますし、寒冷地の方で室内がすぐぬくもるようなものをお願いしてきたらというように思いますけど、その辺のところはお考えはありますか。

○議長（荒松廣志君） 答弁。山根教育長。

○教育長（山根 浩君） おっしゃるとおりでございまして、スクールバスの本来の目的からして安全というのが一番大事なことでございませぬし、おっしゃられたこと充分考慮しながら運用してまいりたいと思っております。

○議員（2番 米本隆記君） 了解。

○議員（4番 杉谷洋一君） 4番。

○議長（荒松廣志君） 4番、杉谷洋一君。

○議員（４番 杉谷洋一君） やっときました。杉谷です。ひとつ伺いたいと思います。この車を購入されるちゅうことで、これは子どもたちの、児童生徒のですね、登下校のスクールバス等あるいは課外活動の中での使用かと思うんですけど、この車がですね、空いてる時間がありますよね、昼間ね。学校の授業以外のときで。空いてるときにですね、わたしが思うには、町民の皆さんもせっかくいいバスがあつて車があつて、あるんだけども何か昼間は車はそのまま投げとおるということで非常にもったいないではないかなということがあつたわけですし、これなんかを公民館活動あるいはそつでですね、町の体育協会等でのですね、使用はできるのかどうかというので、中には補助金の関係でですね、使用はできないということもあるわけなんですけど、その辺りのことをお聞かせください。

○議長（荒松廣志君） 答弁。教育長。

○教育長（山根 浩君） おっしゃられることはよくわかりますけれど、基本的にスクールバスは、そのスクールバスの本来の目的っていいいますか、が一番大事なことだろうと思います。なお、若干今までの中で、そういった形、社会教育とかそういった形の例もあるかもしれませんが、そのことにつきましては次長の方に答えていただこうと、よろしくをお願いします。

○議長（荒松廣志君） 次長、狩野次長。

○教育次長（狩野 実君） 議長。お答えします。スクールバスの性質は、先ほど少し補助の話をしていただきましたが、目的に沿つた使用をするというのが原則になっております。で、特に補助をいただいたりした場合には、使う場所も限定されたり、使う方法も限定をされます。そうしたことで、基本的には子どもたち児童生徒の通学の使用ということにしておりますが、その他の学校行事、たとえば社会科見学に出かけるであるとか、あるいは中学校が部活動であるとか、いろいろな学校の行事等については、使つていただけてるところであります。

あと、町のいろいろな行事、これについても送迎、ピストンでやったりする場合なんかに使わせていただいております。ただ使えないかということになりますと、先ほど言いましたように、縛りのないもの、このたび購入するバスにつきましては、縛りの無い形での購入の仕方をとっていますので、こういうものについては使おうと思えば使えるという状況はあります。ただ昼間ってということになりますと、ちょっと教育委員会の範囲を超える部分がありますので、教育委員会としてその使用について、一般の使用について今お答えすることはちょっと難しいかなと思つております。以上です。

○議員（４番 杉谷洋一君） はい、了解しました。

○議員（８番 西尾寿博君） 議長、８番

○議長（荒松廣志君） ８番、西尾寿博君。

○議員（８番 西尾寿博君） 何か同僚議員が先ほど質問した後のような質問で申し訳

ありませんが、わたしこう見ましてですね、入札の結果ですよ。米子というふうになっております。農業、JAですが、後は全部大山町内、大山町の業者に落札させたいというような思いなのかなと思いましたが。ただですね、この「辞退」あるいは「失格」というのがありまして、これ例えば張り出されたりするわけですが、「失格」というふうに書いてあるとですね、いかにも資質がないだとか、何かの規定でですね、指名をしておきながら実は何か失敗したみたいな、例えば基準に達していなかったとか、辞退となると「いや俺はおれはちょっとこのたび降りるわい」という雰囲気にとれんわけでもないですが、失格と書いた、例えば失格とする規定だとか、あるいは辞退というふうにするとか、できればですね、意思がないというふうにわたしの思いですよ。わたしが一般町民でしたら、これがまあ張り出された場合、ここの業者はいかにも規定に達していなかったとか、質がそぐわなかったとか思われそうだなと思ったりもしますし、その辺がもし何か規定みたいなことがはっきりあればですね、教えていただきたいし、はっきりなければ全員辞退でもよかったのかなと思わんでもないわけですが、その辺あたりはどうでしょう。これからもこういった指名の入札結果が出ますので、参考にしたいなと思っています。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 失格という文言についての扱いが正しいかどうかということについてはちょっと担当課の方で答えればと思いますけれども、失格であった要件はですね、当日時間に来られる予定だった方が、時間内に来られなかったということの中で、その表現を使ったという具合に理解をしております。そのほかについてはちょっと。

○総務課長（田中 豊君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの質問でございますけれども、本来失格という言葉でありますと、予定価格を公表しているのに、予定価格以上の入札をしたというような場合は、はっきり失格ということでございますが、今回の場合は業者さんがどうも失念ということで来られなかったと。何の連絡もなしに来られなかったという状況で、まあどういう表現が良かったか分かりませんが、入札担当者の方で失格ということでの表現をさせていただいたところでございます。これについて、公表ということについては、関係新聞社があるわけですが、その中での表現は出てこようかと思っておりますけれども、町の方でこれを公表したということがございません。金額とか落札価格、そういった部分については公表させていただきますけれども、誰の目にも見えるようなところで、そういうことはいたしておりませんので、その辺はご理解いただきたいと。

○議員（8番 西尾寿博君） 了解。

○議長（荒松廣志君） 他にありませんか。

○議長（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（荒松廣志君） 1番、竹口大紀君。

○議長（1番 竹口大紀君） 先ほど金額のところですね、補助金が充てられるというようなことがありましたけれども、その具体的なこの808万5,000円に対して補助金が幾らなのか、町の負担が幾らなのかということ、2月に予算化されてるということですので、やっぱり僕ら新人議員としては、把握しかねる部分がありますので、今一度ご説明いただけたらと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁。教育長、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） はい、お答えします。今、竹口議員さんがおっしゃいましたけれども、次長の方は補助金を充てないというお話でなかったかなというふうに思いますが、ご了解いただけますでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 町長。

○町長（森田増範君） 合わせて答えさせていただきます。既に説明の中にも触れられたかと思いますが、この事業につきましては、2月の臨時議会の中で、国の方からの緊急経済対策の交付金の関係の事業で提案され、議決をいただいた内容のものでございまして、補助金ということではなくて交付金ということですね、このスクールバスを充てるというところでありまして。担当課の方で少し説明をお願いしたいと思えます。

○議長（荒松廣志君） 答弁。狩野教育次長。

○教育次長（狩野 実君） 質問にお答えいたします。先ほど町長、教育長からもありましたように、補助金を使わない方法で、購入をするということで、通常であればへき地で使用するバスということで、そうした性質の補助金を2分の1っていうようなものをいただいて買うというようなことが通常のスクールバスの購入の仕方であるわけですが、そうではなくて、交付金でいただいた経済対策でいただいたものをそれを使用しますとそうした補助制度にのりませんので、縛りが無くいろんな形で使えるというような説明をさせていただいたところです。以上です。

○議長（1番 竹口大紀君） 了解。

○議長（荒松廣志君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数であります。したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第3号

○議長（荒松廣志君） 日程第7、発議案第3号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員長 足立敏雄君。

○議会運営委員長（足立敏雄君） 失礼します。発議案第3号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法 第109条の2第5項及び大山町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成21年5月29日提出 提出者 大山町議会運営委員会委員長 足立敏雄。

提案理由の説明をいたします。

先ほど議案第81号で執行部から提案された常勤の特別職及び職員の期末・勤勉手当に関する条例の一部改正について、これを承認いたしました。本案も同様に6月に支給される議員の期末手当の支給率を暫定的に引き下げるため、発議案第3号として提案するものであります。

人事院は、先に平成21年5月1日、国会及び内閣に対し、現下の経済情勢を考慮し、6月に支給の国家公務員の期末・勤勉手当の引き下げ勧告を行いました。

これを受け政府は、引き続き人事院勧告尊重の基本姿勢を保持するため、勧告のとおり、国家公務員の6月の期末・勤勉手当を暫定的に引き下げることを決定しております。

大山町におきましても、人事院勧告遵守という方針の下に、職員の賃金体系や勤務条件等を決定してきた経緯を踏まえ、本臨時会に常勤特別職や職員の期末・勤勉手当に関連する条例の一部改正が行われることから、議会議員の期末手当についても5月22日の議会運営委員会の場で、経済情勢、西部町村の取り組み状況等を考慮しつつ、協議を行いました。6月の期末手当支給率を現行1.60月から0.15月削減し、1.45月に見直す条例案を議会運営委員会で発議することが決定されましたので、ここに提案するものであります。なお、条例の施行日は、平成21年5月31日としています。

なお、今回の条例改正による削減効果額は、議員19人を合わせて、75万8,160円であります。以上で、発議案第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長（荒松廣志君） 以上で、発議案第3号の提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、発議案第3号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数であります。したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（荒松廣志君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成21年第5回大山町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さんでした。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前11時3分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員